

安芸高田市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準

1 趣旨

教育長等が、教育行政の円滑な運営を図るため、市教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、積極的な情報公開を進めるため、教育長交際費に関する公開基準を定める。

2 支出先

教育長交際費の支出先となる団体又は個人は、次のとおりとする。

- ① 安芸高田市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- ② 安芸高田市の教育行政に功績が顕著であったもの
- ③ 安芸高田市の教育行政に関わる者で災害、事故等にあったもの
- ④ 教育長が特に必要と認めたもの

3 支出区分及び支出額

教育長交際費は、支出先との交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

支出にあたっては、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めることとする。

なお、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長出席に準じて教育長交際費からの当該支出を認めるものとする。

区 分	対 象	支 出 額
① 会 費	会費制による懇親会、祝賀会等	会費相当額（1万円以内）
② 祝 金	記念式典、総会、各種行事等のお祝い 【市費からの助成又は補助があるものは除く】	1万円以内
③ 生 花	市教育行政関係者（近隣市町教育長、関係協議会等への加盟教育長・教育委員など）や市教育行政貢献者への生花	実費相当額
④ 見舞金	市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金	5千円以内
⑤ 香 典	市教育行政関係者、教職員や教育長が特に必要と認める方への香典	1万円以内
⑥ 土産品	来客又は訪問先などへの土産品	実費相当額
⑦ 激励金	各種大会等で県代表として出場する個人や団体 【市費からの助成又は補助があるものは除く】	個人：1万円以内 団体：3万円以内

4 その他

その他，教育長が適当と認めた場合は，30,000 円の範囲内で社会通念上相当と認められる額を支出する。

祝電及び弔電の対応については，教育委員会に係る慶事等に関して教育長が必要と認めるものとし，通信運搬費より経費を支出する。

5 公開

教育長交際費の支出状況について，次の事項を公開する。

公開の期日は，4月から6月期，7月～9月期，10月～12月期，1月～3月期締めで該当期毎の翌月15日までにを行うものとする。

- ① 支出年月日
- ② 支出区分
- ③ 支出内容
- ④ 支出金額

6 適用期日

平成19年9月1日以降の教育長交際費の支出について適用する。